

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画は、本市における介護保険制度と高齢者に関する福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題と目的を明らかにし、施策の方針と具体的な目標を定めるものです。

2 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

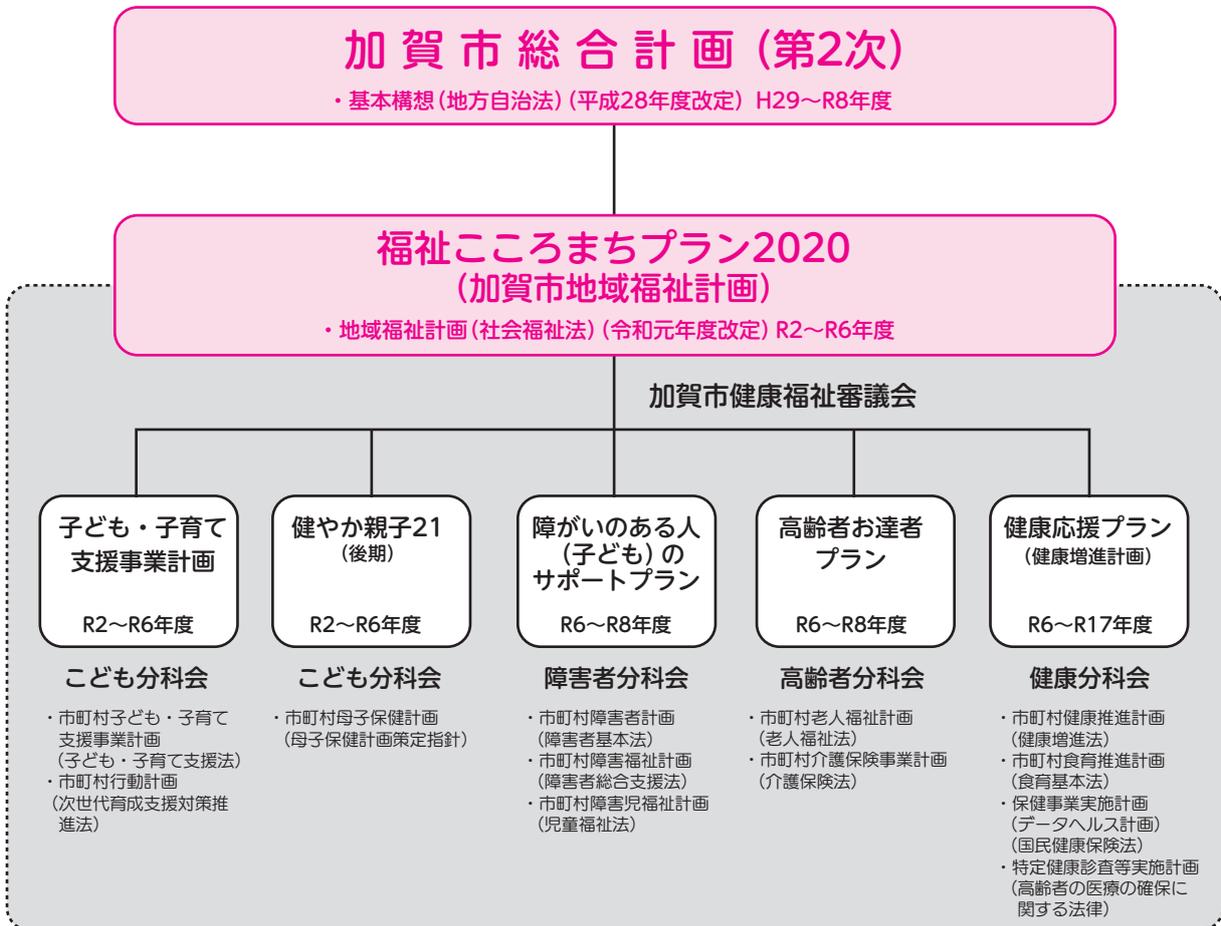
高齢者福祉計画は、高齢者関連施策全般にわたる目標を定める総合的な計画であり、介護保険事業計画は、介護保険事業のサービスの種類と量を定める実施計画です。

3 他計画との関係

本計画は、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画及び健康増進法の規定に基づく健康増進計画と整合性をとり、本市の総合計画（基本構想）に則して定めるものです。

本市では総合計画の基本理念にもあるように、「加賀市民憲章」（平成27年（2015）9月制定）の考え方である「歴史と伝統文化の尊重」「美しい自然の保全と継承」「暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち」の3つの考え方を、加賀市が目指すべきまちづくりの「基本理念」としてしています。また、「保健」「医療」「福祉」分野の基本方針として「いつまでも元気で健やかに暮らし続けられるまちづくり」を示しています。

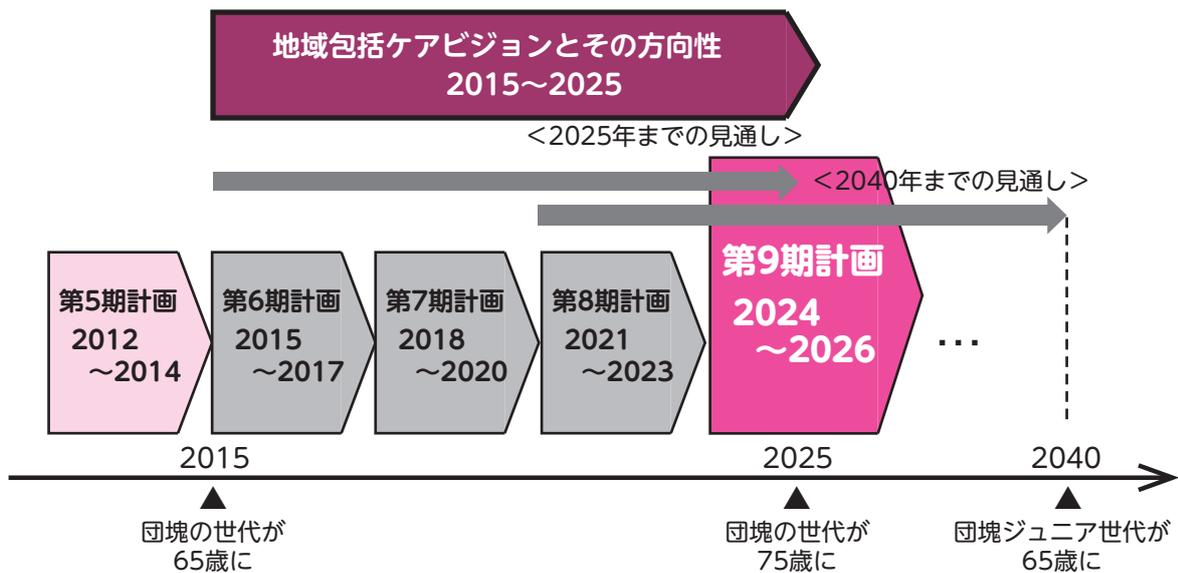
本市の健康福祉に関する体系については下図のとおりです。また、本市の都市・住宅施策、地域交通施策等の環境整備の取組みや「石川県地域医療構想」、「石川県医療計画」などさまざまな計画や施策と連携しています。



4 計画の期間と点検・評価

本計画の計画期間は、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの3年間と定めます。

また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7年（2025）、介護サービス需要が増加・多様化するとともに、現役世代の減少が顕著になる令和22年（2040）を見据えて計画を定めます。



本計画の推進にあたっては、計画である「Plan」から、事業の実施「Do」、成果の確認「Check」、次期計画の見直し「Action」までを、PDCA（Plan-Do-Check-Action）マネジメントサイクルにのっとり実行します。

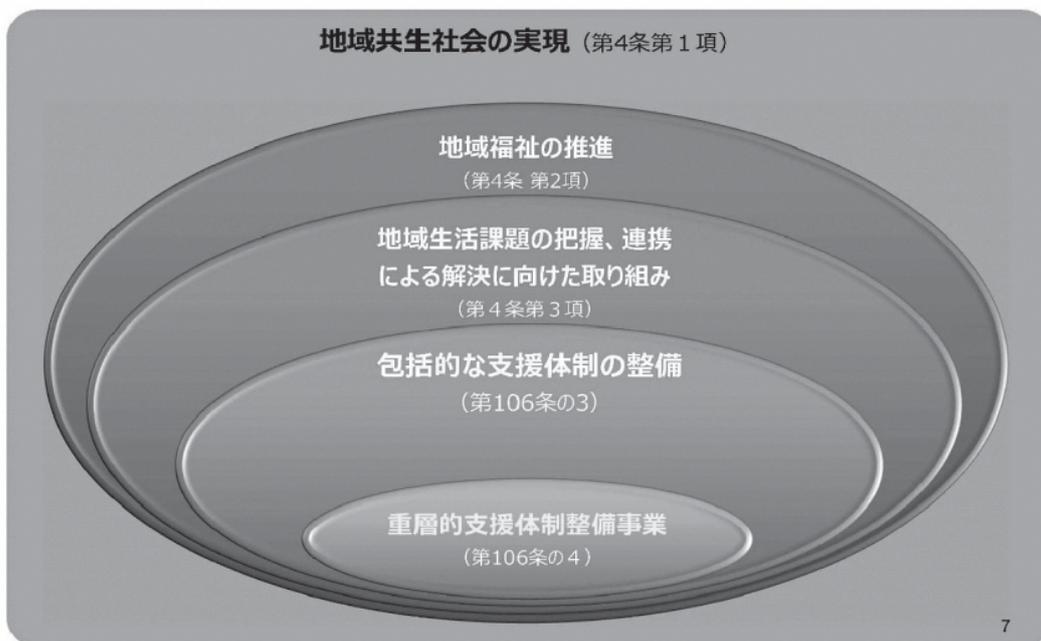
第9期計画期間中に、加賀市健康福祉審議会高齢者分科会において、本計画の進捗状況などを点検・評価し、第9期計画の策定を行います。

コラム：「地域共生社会」の実現に向けて

厚生労働省は「地域共生社会」を「支える」「支えられる」といった一方通行でなく、地域住民やNPO、ボランティア、行政、企業が縦割りを超えてつながる社会と定義しています。平成28年（2016）に閣議決定した1億総活躍プランに明記された考え方です。

この考え方が生まれた背景には地域を取り巻く大きな課題が二つ挙げられます。一つ目は少子高齢化です。核家族が増え、現役世代が地方から都市部へ流出するなど人口構成が変わり、地域を支え、暮らしに関わるさまざまな費用を負担する人が減少している点です。もう一つは福祉に対して住民が求める内容が複雑になってきたことです。同時に複数の困難を抱える人が増え、解決が難しくなる傾向が顕著に現れています。

さらなる「地域共生社会」の実現に向けて、令和3年（2021）4月からは市町村が創意工夫をもって、包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みづくりができるよう、社会福祉法に基づいた「重層的支援体制整備事業」が新事業として実施されています。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもので、本市でも地域包括支援センターのさらなる機能強化に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。



資料：厚生労働省「「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築について